

議案第 12 号

財産の取得について（追認）

下記のとおり財産を取得することについて、多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 31 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類 | 動産（物品） |
| 2 財産の名称 | 備品購入（トレーニングルーム機器） |
| 3 品名及び数量 | トレーニングルーム機器 37 点 |
| 4 取得の金額 | 6, 897, 000 円
(うち消費税 627, 000 円) |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 兵庫県神戸市中央区布引町 1-1-8-403
長谷川体育施設株式会社 兵庫営業所 所長 田中 潤 |
| 7 契約日 | 令和 2 年 7 月 1 日 |